

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	新たに入職した教職員へ、いじめ対策にかかる事例集を配付した。(4月) 学内教職員向けwebサイト等にいじめに関する資料を掲載するとともに、教員会議で全教職員に周知した。(5月)	引き続き定期的に周知する。	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いある各事例に関する協議を行い、対応方針を決定した。(5月・7月・8月・10月・12月・2月)	年5回から年6回の定期開催とした。	令和7年4月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	高専機構本部 理事長特別補佐による、高専が抱える課題と危機管理に関する研修会を開催し、68名の教職員が参加した。(3月)	引き続き定期的に開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内教職員向けwebサイト等にいじめに関する資料を掲載するとともに、教員会議で全教職員に周知した。(5月)	引き続き定期的に周知する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	学内教職員向けwebサイト等にいじめに関する資料を掲載するとともに、教員会議で全教職員に周知した。(5月)	引き続き定期的に周知する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員向け研修だけでなく教員会議等でも定期的に、学生の気になる様子を把握した場合は速やかに学生課又は保健室を通じていじめ対策委員会へ相談(報告)する事を周知徹底している。	引き続き定期的に周知する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内教職員向けwebサイト等にいじめに関する資料を掲載するとともに、教員会議で全教職員に周知した。(5月)	引き続き定期的に周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsを利用し、事案発生時には関係教職員が常に最新の情報を共有できるよう体制を整えている。	引き続き共有する。	-
9	令和6年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度における各いじめ防止対策の取組について検証を行い、令和7年度の学校いじめ防止プログラムの見直しを行った。(2月)	年度末に検証を行い、結果を次年度に反映させている。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するためのアンケートを定期的に実施するとともに、アンケート結果をいじめ対策委員会や教員会議等、教職員間で共有した。(5月・6月・10月・11月 ※5月と10月は2回実施)	引き続きアンケートを実施する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	SCを正式な構成員とはしていないが、SCの所属する学生相談室の室長及び看護師を構成員とし、SCが得た情報を的確に共有できる体制を取っている。 令和7年度からはSCを正式な構成員としている。	SCを正式な構成員とした。	令和7年4月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生主事によるいじめに関する研修を実施した。(4月)	引き続き全学年を対象とした研修を行う。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	研修や配布物等で、具体的な事例を提示している。	引き続き定期的に周知する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生会が主体となりいじめアンケートを実施している。(5月・10月)	学生主事及び主事補の元で、学生会がアンケートを実施している。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校HPにいじめ・ハラスメント防止対策のページを作成し、関係ガイドライン等を掲載することで保護者への周知を行った。 学生及び保護者へ、群馬高専におけるいじめ問題への対応と警察との連携等の徹底に関する通知を配布した。(4月)	引き続き定期的に周知する。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルにて被害・加害の双方の保護者に対し、支援・指導を行う旨を明文化している。	引き続き定期的に周知する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	地域の生徒指導主事会等において、本校のいじめ対策に対する理解を仰ぐ等、連携体制を築いている。	引き続き学外者へ意見を求めていく。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルにて必要に応じ所轄警察署へ相談・通報する体制を明文化している。	常日頃より所轄警察署と連携し、必要に応じ相談・通報する体制を取っている。	-